

事務連絡  
令和7年3月7日

公益社団法人 日本臨床工学技士会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべき  
ガイドライン」に関する質疑応答集（Q&A）について

医療用医薬品の流通改善については、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドラインの改訂について」（令和6年3月1日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）を  
発出し、同日付けで適用しているところです。

今般、流通関係者が「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が  
遵守すべき流通改善ガイドライン」に則した取り組みを行う上での主な  
留意点について、別添のとおり質疑応答集（Q&A）を作成しましたの  
で、貴団体会員等に対し周知をお願いいたします。